



報道関係者各位

エコマーク認定基準制定について (文具・事務用品、プラスチック製容器包装のリサイクルによる アンモニア製造プロセス)

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森 昭夫)は、6月1日付で下記の認定基準2件を制定しましたので、お知らせします。同日より、新基準での認定審査申込の受付を開始します。

◇No.112「文具・事務用品 Version2」(見直し)

現在、商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1」における認定商品数は約 1,000 点を数えるに至り、文具・事務用品はエコマーク商品類型の中で最も認定数の多い分野となっています。また、各国のグリーン公共調達でも調達量が多い重要な品目です。今回、最新の市場動向や環境規制などを踏まえ、再生材料使用以外の新たな評価項目の検討などを行い、既存の認定基準をレビューし、Version2として基準を制定しました。

◇No.504「プラスチック製容器包装のリサイクルによるアンモニア製造プロセス Version1」

容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化手法のうち、効率よく処理し、再び資源に変えることができるケミカルリサイクル手法(ガス化)*を取り上げました。主として事業者間で取引される工業製品ですが、一般消費者が分別・排出した廃棄物を原料としており、この資源循環の取り組みについてエコマークを活用して社会に発信することで、一般消費者の分別意義の理解を深めることを目的とし、基準を制定しました。

*ガス化:水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ホームページ (www.ecomark.jp/nintei) で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

電話: 03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。URL: <http://www.ecomark.jp/>